

平成 21 年 5 月 28 日

各 位

東京都千代田区二番町 5 番地 5  
会社名 21LADY 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 道子  
(コード番号 3346)  
情報取扱責任者:経営管理担当取締役 北川 善裕

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 9 条第 3 項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条第 3 項、第14条)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第10条 、 (条文省略)</p>	<p>第9条 、 (現行どおり)</p>
<p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第12条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第15条 、 (条文省略)</p>	<p>第14条 、 (現行どおり)</p>
<p>第38条 (新設)  (新設)</p>	<p>第37条 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

本件に関するお問い合わせ先

21LADY株式会社 経営企画担当（倉田・薬師寺） 電話：03-3556-2121

以上